

令和 8 年 4 月 2 7 日

教育相談室 午後 3 時 3 0 分

司会：岩本 記録：蛭原

令和 8 年度 朝霞市立朝霞第二中学校 第 1 回 学校運営協議会

1. 開会の言葉および諸連絡（本日の予定等）

2. 校長あいさつ

3. 自己紹介

4. 議 事

（1）学校運営協議会の運営について

- ・役割と内容
- ・運営協議会委員の身分
- ・会議録、傍聴

（2）学校経営方針の説明および承認

（3）今後の学校運営協議会について（令和 8 年度の熟議テーマについて）

5. その他（諸連絡）

6. 閉会の言葉

7. その他

- ・本日委員の方々には、提出していただいている連絡先等の確認をさせていただきます。内容に修正箇所がありましたら修正していただき、お帰りの際、教頭まで提出ください。
- ・傍聴者の方は、協議の内容によっては一時退席していただくことがございます。あらかじめご了承ください。

○朝霞市学校運営協議会規則

平成 31 年 3 月 29 日教育委員会規則第 2 号

朝霞市学校運営協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 47 条の 5 に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、朝霞市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域住民、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者その他の関係者（以下「地域住民等」という。）の学校の運営への参画並びに地域住民等による学校の運営への支援及び協力の促進を図ることにより、学校と地域住民等が信頼関係を深め、一体となって学校の運営の改善及び児童等の健全育成に取り組むことを目的とする。

(意見聴収等)

第 3 条 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長及び地域住民等の意見を聴くものとする。

2 教育委員会は、協議会の設置を決定したときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対してその旨を通知するものとする。

(学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第 4 条 法第 47 条の 5 第 4 項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 組織編成に関すること。
- (3) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (4) 施設管理に関すること。
- (5) 施設設備に関すること。

2 対象学校の校長は、法第 47 条の 5 第 4 項の規定に基づき承認を得た基本的な方針に従って、学校の運営を行うものとする。

(職員の採用等に関する意見の申出)

第 5 条 法第 47 条の 5 第 7 項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用、転任等に関するものとする。ただし、個人及び個別の事案については除くものとする。

(学校の運営に関する評価)

第 6 条 協議会は、毎年度 1 回以上、対象学校の運営について評価を行うものとする。

(組織)

第 7 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校が所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童等の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者

(5) 対象学校の校長

(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務等)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動をとること。

(研修等)

第12条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について、正しい知識及び理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員本人から退任の申出があったとき。

(2) 第11条の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任するときは、その理由を示さなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日教委規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和8年度

学校経営方針



令和8年4月2日

朝霞市立朝霞第二中学校

令和8年度学校経営方針

朝霞市立朝霞第二中学校

1 学校教育目標

【校訓】 自治 友愛 真実

○自ら学ぶ生徒

○心豊かな生徒

○心身を鍛える生徒

○勤労を尊ぶ生徒

2 目指す学校像

地域の中で 仲間とともに 家庭とともに
私らしく伸びる学校

3 目指す生徒像

よりよい集団づくりのために主体的に活動する生徒（自治）

思いやりを持ち、相手の立場に立って行動する生徒（友愛）

自ら考え、知識を活用し、仲間とともに進むべき道を探求する生徒（真実）

4 目指す教師像

教育に対する情熱と使命感をもつ教師（確かな教育信条と明確な目標を持つ教師）

「子供の心」に寄り添い、「子供の心」の中に生きる教師

（生徒理解に立ち、夢と希望を語る教師）

「専門職」としての誇りを持ち、生涯学び続ける教師

（授業で勝負できる教師・豊かな人間性を持つ教師）

5 学校経営方針

(1) 「教育は未来づくり」を理念として

教育は、意図的・計画的・継続的・組織的に働きかけることにより、生徒の望ましい変容を目指すこと、すなわち全ての教育活動の成果は生徒の変容にある。

私たち教育に携わる者は教育を通して生徒の「未来づくり」を支援している。生徒が今後生きる未来は、予測困難な時代となることが言われており、私たちは、その時代を他者ととともに生き抜くための力を生徒に確実に身に付けさせていかなければならない。一人一人の大切な未来が輝けるものとなるよう、日々の教育活動にあたる。

(2) 組織体として5つのワークを合言葉に

学校は、学校教育目標を具現化する組織体であり、組織として教職員が一丸となって教育活動を推進していくことで教育の効果が最大限発揮されていくものである。そこで、ヘッドワーク・フットワーク・ネットワーク・ハートワーク・チームワークを合言葉としたい。専門職として個人の資質を高めつつ、それぞれのよさと力を発揮できること、職員だけに留まらず、保護者や地域にも目を向け、情報発信と行動連携が取れること、そして、専門家集団として一つの同じ熱い気持ちで、同じ方向を向いて組織力を高め、お互いがフォローし合い、認め合えることを大事にしたい。

(3) 日常の学校生活は「凡事徹底」を貫き、凡事一流へ

学校の中心は授業である。授業におけるルール作りは、どのクラスでもどの授業でも共通に取り組むことが肝要である。また、清掃や給食、部活動などは、毎日の積み重ねが大切である。これら日常の教育活動にこそ「凡事徹底」を貫き、当たり前前のできる学校を継続する。

(4) 校務分掌組織を活性化し、PDCA サイクルによる教育計画の実施を図る

教育計画の策定にあっては校務分掌組織を活かす。主任を中心に、前年度の学校評価結果をベースに実効性のある取組を行う。分掌の業務が特定の個人に偏ることがないように、立案、実行、検証、再構築を一つのサイクルとし組織で取り組む。スクラップ&ビルドの視点を持ち、前年度を単に踏襲することなく、学校経営への参画当事者として、常に英知を結集して取り組む。

(5) ワークライフバランスを意識し、働きがいのある職場づくりを進める

教職員の「働き方改革」が求められる中であっても、学校教育への期待は高く、意識の改革だけでは現状は変わらない。業務削減のための具体的な方策を管理職・教職員が本気で引き続きの検討をする必要がある。月45時間、年間360時間の上限を踏まえ、恒常的に時間外勤務をするのではなく、業務の見通しと効率的な勤務や退勤時間を意識した業務遂行が求められる。また、業務が集中しないよう、職員相互に補助や分担ができるような体制も必要である。業務内容の見直しとともに業務削減を進める。

6 重点目標

- (1) 個別最適な学び・協働的な学びを踏まえた特色ある教育活動の展開
 - ① 学習指導要領の趣旨を踏まえた熱意や創意、工夫を活かした教育活動の展開
 - ② 個に応じたきめ細やかな学習指導の推進（指導方法の工夫改善等）
 - ③ 栽培活動を中心とした勤労生産学習の推進
 - ④ 部活動の適正化、効率よく充実した活動の実施
- (2) 学習指導の充実と確かな学力の育成
 - ① わかる授業・できる授業・楽しい授業に向けた授業改善
 - ・ 学習のめあて（本時の目標）の明確化と振り返り場面の設定
 - ・ 言語活動の充実と協調学習の手法等を取り入れた伝え、考え合う場面の設定
 - ・ 1時間の終了時に一目で学習活動の内容がわかる板書の工夫
 - ・ 目標と指導と評価の一体化
 - ・ ICTの活用による効果的な授業スタイルの工夫
 - ② 主体的・対話的で深い学びの実践
 - ・ 基礎的基本的な知識・技能の定着とそれを活用し表現する生徒の育成
 - ③ 学習習慣の確立
 - ・ 家庭学習の手引きの作成・配布
 - ・ 学習シラバスの作成と評価・評定についての納得できる説明
 - ④ 全国・県学力学習状況調査・定期考査等の結果分析と指導内容への反映
 - ⑤ 学力向上プランの見直し・策定
 - ⑥ 課題のある生徒への補習・学習支援の実施
 - ⑦ 補助教材の精選とすららドリルの活用
- (3) 生徒指導・教育相談の充実
 - ① 積極的な生徒指導を進める体制
 - ・ 生徒の自治的活動を効果的に広げる「生徒指導委員会」の充実
 - ・ 生徒一人一人の自己肯定感やウェルビーイングの向上に向けた寄り添った指導
 - ② 生徒の健全育成の視点に立った「学校の決まり」の継続的な見直し
 - ・ 生徒や保護者、地域の意見を活かした見直しの推進
 - ③ 暴力行為・いじめの根絶
 - ・ 暴力をしない・させない・許さない
 - ・ 施設や校内備品に対して愛着を持たせる指導の徹底
 - ・ いじめ基本方針の策定と見直し、保護者と共にある実行ある取組の展開
 - ・ いじめの早期発見と100%の解消見届け
 - ④ 不登校生徒の減少
 - ・ 生徒一人一人の状況・課題に応じた適切な支援
 - ・ さわやか相談室・子ども相談室・関係機関・校区小学校との連携
 - ・ 校内の居場所づくり（スペシャル・サポート・ルームの活用）
 - ・ 全ての生徒が愛され、愛することを肌身で感じる学校

- ⑤ 集団の「自浄作用」の向上
 - ・ 毎日の積み重ねにより「凡事徹底」し、学習の基盤を強化する
 - ・ 生徒一人一人を大切にする学級・学年経営
 - ・ よさを認めて伸ばす場面を増やす、リーダーを意図的に育成する。
(表彰の機会を大切に・揮ごうを丁寧に)
- ⑤ 小学校との連携強化による中1ギャップの解消
 - ・ 生徒指導・教育相談担当を中心とした小学校との連携
- ⑥ 報告・連絡・相談・確認の徹底
 - ・ 全職員で、すぐに、粘り強く、そして、小さな問題行動を見逃さない。
 - ・ 問題把握を詳細に行うとともに、曖昧な指導をせず、心に落ちるまでの指導を完結する。
- ⑦ 保護者と連携した指導の徹底
 - ・ 事実の十分な確認と保護者との情報共有
 - ・ 指導の方向性と学校の方針についての説明責任
 - ・ 迅速かつ丁寧な初期対応の徹底と同一歩調での指導協力依頼
- ⑧ 関係機関との連携
 - ・ 警察や外部機関および行政との連携強化
 - ・ 市内児童館との連携強化

(4) 進路指導・キャリア教育の推進

- ① 生徒理解に基づく進路指導・キャリア教育の推進
 - ・ 個々の興味・関心や将来の進路希望を的確に把握する。
 - ・ 生徒の意欲や努力の過程を重視し、親身ある関わりを深め、個性の伸長を図る。
- ② 教育活動全体を通じた系統的、組織的な指導の推進
 - ・ 各教科、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間を通じて、キャリア発達に係る能力の育成
- ③ 地域の高等学校と連携した指導の充実
- ④ 地域の協力による職業体験活動の実施
 - ・ 望ましい勤労観・職業観の育成
 - ・ 活動の振り返りと事後指導の充実

(5) 体力の向上と体育活動の推進

- ① 運動量の確保と場の工夫
 - ・ 力いっぱい運動し、思い切り汗をかく体育授業の展開
 - ・ 部活動の充実
- ② 食育の推進と給食指導の充実
 - ・ 朝食摂取率の向上と望ましい食習慣の確立

(6) 安心・安全な学校づくり

- ① 学校施設の日常・定期・臨時の安全点検の実施
- ② 破損箇所の迅速な修繕
- ③ 危機管理体制の整備、危機管理マニュアルの逐次見直しと周知徹底
- ④ 健康状況調査の情報共有と個に応じた配慮事項の共通理解
- ⑤ 食物アレルギーへの対応、エピペンの使用法についての全職員の確かな理解
- ⑥ 救命救急法の理解と AED の使用法について全職員の確かな理解
- ⑦ 保護者や保護者と教師の会、地域、CS（学校運営協議会委員）との連携
- ⑧ 県警スクールサポーターとの緊密な連携

(7) 特別支援教育の充実と「心のバリアフリー」の推進

- ① 特別支援学級との交流教育の強化・充実
- ② 通常学級における支援の必要な生徒への指導の充実
 - ・ 個に応じた指導の根拠となる「個別の指導計画」の作成
 - ・ 保護者への情報提供と協力依頼
 - ・ 周囲の生徒の理解を促す温かな指導の徹底
- ③ 校内就学支援委員会の活性化と個に応じたケース会議の実施
 - ・ 保護者の理解に立つ就学相談の実施
 - ・ 特別支援コーディネーターを中心とした支援体制の充実

(8) 道徳教育の充実

- ① 道徳教育全体計画、年間計画、学級指導計画の作成と不断の見直し
- ② 年間 35 時間以上の道徳授業の完全実施
- ③ 道徳推進教師・道徳主任、各学年道徳教育担当による創意工夫ある指導

(9) 学校・家庭・地域が一体となった教育力の向上

- ① 学校運営協議会、PTA と連携して保護者・地域の期待にこたえる学校を目指す。
- ② 日常的に來校いただける開かれた学校づくりに取り組む。
- ③ 学校の諸行事や学校だより、学年通信、学級通信、ホームページ、保健だより等を通じて、定期的に情報発信に努める。
- ④ 保護者からの情報提供や意見に真摯に耳を傾け、教育活動に活かす。
- ⑤ 地域人材の活用、地域との双方向の連携を目指す。

(10) 教育公務員としての自覚を持った教職員集団の構築

- ① 学校運営への参画意識の向上と働き方改革を意識した業務遂行と業務管理
- ② 教職員事故防止に係る具体的かつ効果的な教職員研修の実施
- ③ 倫理確立委員会によるボトムアップの自浄作用のある組織の確立
- ④ 経験年数やライフステージに応じた研修機会の充実と研修記録の蓄積
- ⑤ 情報管理の徹底と個人情報の保護（職員室・教科準備室等の整理整頓）

令和8年度 朝霞第二中学校のスタートにあたって

1 不祥事根絶・信頼される学校を作るために

(1) 授業改革～明日さえ予測できない先行きの不透明な時代

令和の日本型学校教育

【個別最適な学び】…個に応じた指導の一層の重視、GIGA スクール構想の実現による
きめ細かな指導体制の整備

【協働的な学び】…個別最適な学びが孤立した学びに陥らないよう、探求的な学習や
体験活動を通じ、子ども同士あるいは多様な他者と協働する「協
働的な学び」を充実させる。

→「生徒に学びを委ねる」が日常会話に出てくるようになった令和7年度

→令和8年度のキーワードは「探求」

RADWIMPS 「正解」～令和7年度の修了式で生徒に紹介しました

♪ この先に出会うどんな友とも 分かち合えない秘密を共にした
それなのにたったひと言の「ごめんね」だけやけに遠くて言えなかったり
明日も会うのになぜか僕らは眠い眼こすり夜通しバカ話
明くる日 案の定机並べて居眠りして怒られてるのに笑えてきて
理屈に合わないことをどれだけやれるかが青春だとでも
どこかで僕ら思っていたのかな

ああ答えがある問いばかりを教わってきたよそのせいだろうか
僕たちが知りたかったのはいつも正解などまだ銀河にもない
一番大切な君と仲直りの仕方
大好きなあの子の心の振り向かせ方
なに一つ見えない僕らの未来だから
答えがすでにある問いなんかに用などはない

次の空欄に当てはまる言葉を書き入れなさい

ここでの最後の問い

「君のいない明日からの日々を僕は（私は）きつときつと」

制限時間はあなたのこれからの人生

解答用紙はあなたのこれからの人生

答え合わせの時に私はもういない

だから採点基準はあなたのこれからの人生

「よーい はじめ」

- ① 年間指導計画に基づいた授業実践
- ② 学年間、教科間、分掌間での密な情報交換
- ③ 授業内容や指導方法、透明性、納得性のある評価により説明責任を果たす

(2) 教育公務員としての自覚と責任を

- ① 全体の奉仕者、憲法・法令等の遵守（コンプライアンス）
- ② **教師は最大の教育環境** 生徒の手本でありたい
(挨拶、服装、態度、言葉遣い等)
→全ての方のストライクゾーンに入っていることは大切
- ③ 来校者、電話の対応にも丁寧な心遣いを
→窓口、特に電話口の対応は丁寧に
味方を増やすも減らすも最初のコンタクトが大きく左右する
- ④ 校外、私的な場面であっても身分は教育公務員

(3) 信用失墜行為の撲滅、絶対起こさない決意と起こさせない学校作り

- ① 体罰や不適切な言動、ハラスメント、飲酒運転等の絶無
- ② 「100-1」ひとたび事故が起こった時、どれだけ辛いかわかる

(4) うっかりミスや不注意による事故防止

- ① **交通事故、盗難、紛失等はなくせる、自己管理の徹底を**
→交通事故の多くは後ろからの衝突（秋ヶ瀬橋は本当に事故が多い）
→テストが束でなくなるなど、まれ
→机上や自身の周りをきれいに整えることが紛失事故絶無への第一歩
→万一、交通事故を起こしてしまったら
- ② 個人情報保護の徹底を
→ふと置き忘れた補助簿が生徒の目に
- ③ 互いに注意・相談し合える人間関係、職員室づくり

(5) 安全・安心な学校作りのための条件整備

- ① 安全点検とその後の速やかなハウレンソウと対応
(ルールに基づく安全点検の実施（定期・不定期）)
- ② 安全教育、防犯教育の充実、日常的な声かけ
- ③ スマートホンに係るルールの徹底、生徒撮影の絶対禁止

2 お互い気持ちよく勤務し、温かくも規律ある職場とするために

- (1) 目指す管理職像を設け、標題を達成させます
- (2) 職員同士こそ、気持ちのよい元気な挨拶を
- (3) 職員室は執務室、声量は時と場合で使い分けを
→特に誰かが電話をしている時は十分に注意を
- (4) 職集、職員会議はポイントを絞って
→全ての先生に同じく与えられた勤務時間を有効に
- (5) 施設・設備備品の管理を
→使用後は所定の場所に、当たり前ですが難しい
→故障、破損は、早めに報告
- (6) 気軽に話し合え、支え合える職場作り
→キーワードは、「継承」「寄り添い」
→ベテラン勢の経験、言葉は職場の宝

3 あたりまえですが、なかなか難しい

- (1) 子どもを名前と呼ぶ（おまえ、ではなく）
- (2) 授業の始まりや終わりの時間を守る
- (3) どんなことでもまずはハウレンソウ
→ただし、どうしましょうではなく、こう考えますがどうでしょうかでありたい
- (4) 家庭との連絡は先手必勝
→素早く対応してもうまくいかないこともあります、一晩寝かしていいことはあり
ません
→悪いことだけでなく、いいことも時には電話を
- (5) 1時間の学びの経過が見返せる板書
- (6) 好かれること、味方を増やすことから始まる

4 特に経験人事前の先生方、経験人事直後の先生方

- (1) ウリを作ってほしい
→万能選手であるだけが全てではないと思います
「オール5である必要はありません。いくつかの4、5を持ってください。」